

高千穂町告示第85号

令和7年第3回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年7月10日

高千穂町長 甲斐 宗之

1 期 日 令和7年10月6日

2 場 所 高千穂町役場議場

○開会日に応招した議員

桐木 敏隆議員

佐藤 春男議員

佐藤 孝子議員

市野 辰廣議員

田中 義了議員

佐藤さつき議員

板倉 哲男議員

磯貝 助夫議員

本願 和茂議員

中島 早苗議員

馬原 英治議員

工藤 博志議員

富高健一郎議員

令和7年 第3回 高千穂町議会定例会会議録(第1日)

令和7年10月6日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和7年10月6日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第10号 令和6年度高千穂町財政健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第11号 令和6年度公営企業等に係る資金不足比率の報告について
- 日程第7 議案第51号 令和6年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第52号 令和6年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第53号 令和6年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第54号 令和6年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第55号 令和6年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第56号 令和6年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第57号 令和6年度高千穂町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第58号 令和6年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第15 議案第59号 令和6年度高千穂町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 議案第60号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第61号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第62号 高千穂町消防団条例の一部改正について
- 日程第19 議案第63号 高千穂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第64号 高千穂町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第65号 令和7年度高千穂町一般会計補正予算(第2号)

- 日程第22 議案第66号 令和7年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第67号 令和7年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第68号 令和7年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第69号 令和7年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第70号 令和7年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第71号 辺地総合整備計画の一部変更について
- 日程第28 議案第72号 高千穂町教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第29 議案第73号 高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第30 議案第74号 工事請負契約の締結について
- 日程第31 議案第75号 工事請負契約の締結について
- 日程第32 議案第76号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第33 議案第77号 工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第10号 令和6年度高千穂町財政健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第11号 令和6年度公営企業等に係る資金不足比率の報告について
- 日程第7 議案第51号 令和6年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第52号 令和6年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第53号 令和6年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第54号 令和6年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第55号 令和6年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第56号 令和6年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第57号 令和6年度高千穂町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第58号 令和6年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 日程第15 議案第59号 令和6年度高千穂町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 議案第60号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第61号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第62号 高千穂町消防団条例の一部改正について
- 日程第19 議案第63号 高千穂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第64号 高千穂町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第65号 令和7年度高千穂町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第66号 令和7年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第67号 令和7年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第68号 令和7年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第69号 令和7年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第70号 令和7年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第71号 辺地総合整備計画の一部変更について
- 日程第28 議案第72号 高千穂町教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第29 議案第73号 高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第30 議案第74号 工事請負契約の締結について
- 日程第31 議案第75号 工事請負契約の締結について
- 日程第32 議案第76号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第33 議案第77号 工事請負変更契約の締結について

出席議員（13名）

1 番 桐木 敏隆	2 番 佐藤 春男
3 番 佐藤 孝子	5 番 市野 辰廣
6 番 田中 義了	7 番 佐藤さつき
8 番 板倉 哲男	9 番 磯貝 助夫
10番 本願 和茂	11番 中島 早苗
12番 馬原 英治	13番 工藤 博志
14番 富高健一郎	

欠席議員（なし）

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局長 興梠 恵志

書記 工藤 潤也

説明のため出席した者の職氏名

町長	甲斐 宗之	副町長	藤本 昭人
教育長	戸敷 二郎	総務課長	林 謙一
財政課長	霜見 勉	総合政策課長	佐藤健次郎
税務課長	谷川 保孝	町民生活課長	佐伯 竜也
企画観光課長	安在 浩	福祉保険課長	飯干 由紀
農林振興課長兼農業委員会事務局長		工藤 久生	
農地整備課長	江藤 武憲	建設課長	佐藤 峰史
会計管理者	佐藤 美和		
保健福祉総合センター所長		工藤加代子	
上下水道課長	飯干 和宣		
教育委員会次長兼教育総務課長		湯川 哲	
監査委員	中尾 清美		

午前10時00分開議

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ておりますので、暑い方は上着をお取りください。

○議長（本願 和茂議員） ただいまから、令和7年第3回高千穂町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（本願 和茂議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、議席番号3番、佐藤孝子議員、議席番号5番、市野辰廣議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（本願 和茂議員） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月24日までの19日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本願 和茂議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から10月24日までの19日間に決定しました。

なお、会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しております会期予定表のとおり行うことにします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（本願 和茂議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、監査、検査結果の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の規定に基づく例月現金出納検査及び地方自治法第199条の規定に基づく定期監査の結果が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議会運営委員会の閉会中の継続調査の報告を行います。

委員長から、委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議員派遣の報告を行います。

会議規則第129条第1項の規定に基づき、皆様のお手元に配付しましたとおり、議長において議員を派遣しましたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（本願 和茂議員） 次に、日程第4、行政報告を求めます。

町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。本日、令和7年高千穂町議会第3回定例会に議員の皆様には何かとお忙しい中、御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本議会では、特に令和6年度決算の審査をいただくこととしており、議案も多岐にわたりますことから、御負担をおかけするかと存じますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、後ほど詳しく御報告をさせていただきますが、先日4日に開催されました第66回宮崎県畜産共進会種牛の部では、本町から7頭、五ヶ瀬町から1頭、合計8頭の西臼杵代表牛が、

3大会連続の団体優勝を果たすというすばらしい成果を残しました。この結果は、本地域の畜産経営にとって追い風となるものでございます。子牛価格は持ち直してきたところではありますが、依然として飼料価格や燃油等の高騰が続いており、畜産経営は厳しい状況にあります。引き続き、質の高い黒毛和牛の産地として維持発展が図られるよう、3町と農協、生産者団体等と対策を講じてまいります。

さて、国政におきましては、政府与党である自民党総裁選が4日に行われ、高市早苗氏が選出されました。今後、報道によれば15日にも総理大臣としての就任がなされるものと思います。新総理には、ぜひ、現在直面する物価高騰への対応、さらなる景気浮揚策をはじめ、日本を支えるこの中山間地域、地方に目を向けた政策の実現を御期待申し上げます。

今年は米不足が騒がれ続けてまいりましたが、日本の食料安全保障を支える農業基盤の整備、外交問題円滑化による輸出の拡大も含め、国内農業を守り発展させる対策も期待するところでございます。

10月に入り、吹く風もいよいよ秋らしくなってきました。町内では稲刈りの様子が各所で見られております。今年は稲穂の実りもよいとの話をお聞きしますが、雨の影響もあり、多くの田んぼで倒伏が見られるようであります。台風の進路が気になるころではありますが、農作業が忙しい季節となりますので、農作業事故のない実りの多い秋となりますことを御祈念申し上げます。

それでは、当面する町政の状況について御報告いたします。

初めに、先ほど申し上げました第66回宮崎県畜産共振会肉用種種牛の部が、10月4日に都城地域家畜市場で開催されましたので、御報告いたします。

この共振会は、宮崎県の畜産の祭典で、県内各地域から選抜された優秀な雌雄牛が出品され、その体系や品格の良さ・肉質を競い、畜産技術の向上などと併せて、一般消費者の畜産に対する理解を深めてもらうことを目的に開催されており、一般県民の方々も広く来場される大会でもあります。

肉用種種牛の部では、JAみやざき高千穂地区本部管内より、代表牛8頭が出品され、うち7頭は高千穂町からの出品で、美しさや体積などの審査が行われました。当地区の出場牛は、第1類、第3類で優等首席を、第2類で優等2席を、また重ねて3頭セットの第3類はグランドチャンピオンを受賞するなど、高い評価を得るとともに、JA高千穂地区本部が団体賞を獲得し、前人未到の3連覇を達成しました。

今回の出品者には若手も多く、牛への熱い思いとともに、先人たちから受け継いできた繁殖や飼養の技術がこれからも承継されることで、さらなる活躍が期待されます。今後も引き続き、関係機関と連携し、畜産の振興を図りたいと考えます。

なお、肉牛枝肉の部は、１０月２１日に都城市の株式会社ミヤチク高崎工場にて開催されます。本町より代表牛５頭が出品されますので、優秀な成績を期待しているところでございます。

次に、災害復旧事業の進捗状況について御報告をいたします。

まず、農地整備課所管事業につきまして、令和４年、５年の災害に関しましては、昨年度からの繰越工事により、現在も継続して工事を進めている状況であります。現時点で、令和４年災契約箇所数２０１件のうち１７０件が、令和５年災契約箇所数３７件のうち２４件が完了しておりますが、全箇所発注済みである令和６年災１２件を含む過年度災害における発注率が９７．７％となり、本年度内の完了を目指して鋭意努力を続けている状況であります。

不落箇所を含む未発注の令和４年災４件、令和５年災２件の計６件につきましては、随意契約による本年度内の早期発注を図るとともに、一日も早い完成を目指してまいります。

次に、農林振興課所管の林道施設災害復旧状況についてであります。令和４年災の復旧状況につきましては、令和６年度内に２２件全てが完了し、令和５年災につきましても、７件中７件全てが今年度完了しております。令和６年災は７件中全てを発注し現在施工中であり、１件を除き今年度完了予定であります。

次に、建設課所管事業ですが、令和７年９月１９日現在、令和４年災査定件数１１５件のうち８０件が、令和５年災査定件数２０件のうち１６件が令和６年度までに完了しております。

また、繰り越しております令和４年災の３０件のうち２件が、令和５年災の３件のうち１件が完了しております。

また、令和７年度に繰り越しております令和６年災の全箇所６件は鋭意施工中であり、また、未発注となっております令和４年災の５件、令和５年災の１件につきましては、今後、早期発注・早期復旧に取り組んでまいります。

今後も、各課におきまして、国、県等の関係機関並びに事業者等と連携し、早期の復旧・復興支援に取り組んでまいります。

続きまして、九州中央自動車道の進捗状況につきまして御報告いたします。

九州中央自動車道は、熊本県上益城郡嘉島町の嘉島ジャンクションから、宮崎県延岡市の延岡ジャンクションに至る全長約９５キロメートルの高規格幹線道路で、九州中央部において、九州縦貫自動車道と東九州自動車道を結び、これらと一体となって循環型的高速交通ネットワークを形成し、九州の東西軸の強化、さらには九州の一体的な浮揚・発展に貢献することが期待されております。

これまでに、嘉島ジャンクションから山都通潤橋インターチェンジ、雲海橋交差点から平底交差点、蔵田交差点から延岡ジャンクション・インターチェンジの３区間が供用済みであり、供用率約４３％で、約２３キロが未事業化区間となっております。

郡内各区間の進捗状況についてですが、五ヶ瀬高千穂道路9.2キロ区間におきましては、道路構造物地質調査業務と道路地質調査業務の受注業者が決定し、工事関係では、三ヶ所地区改良工事、新室野橋下部工事、越次地区改良工事、轟山地区工事用道路設置工事、花の群地区工事用道路設置工事、竹の下橋工事用道路設置工事、萱谷地区工事用道路設置工事の受注業者が決定しております。

高千穂雲海橋道路3.3キロメートル区間におきましては、道路橋予備設計業務、1号トンネル地質調査、道路地質調査の委託業務の受注業者が決まるなど着々と前に進んでおり、また、個別には調査推進、用地買収推進、工事推進が行われております。

次に、九州中央自動車道建設促進西臼杵総決起大会と、九州中央自動車道建設促進地方大会について御報告をいたします。

第2回定例会開会中の6月14日に、九州中央自動車道西臼杵建設促進期成会主催の九州中央自動車道建設促進西臼杵総決起大会を約1,200人規模で高千穂町武道館にて開催し、早期整備・完成に向けて工事の推進を国へ求めていくことを確認し、西臼杵を中心に、沿線地域の団結と熱意を地域内外にアピールできたと考えております。

議員の皆様にも御参加をいただき、共に大会を盛り上げていただきありがとうございました。今後も沿線自治体、関連団体と連携して、国への要望を継続していく考えであります。

また、8月20日には、九州中央自動車道建設促進協議会と、九州中央自動車道建設促進期成会が主催する九州中央自動車道建設促進地方大会が、熊本、宮崎両県選出国會議員、両県から知事、県議會議員の方々をはじめ、沿線自治体及び各種団体から約550人が参集し、高千穂町武道館で開催されました。

県立高千穂高等学校の生徒による短歌の発表など、沿線住民による意見発表が行われ、必要な予算確保や事業と事業化の推進、それに対する国の体制づくりに関する決議文が採択され、整備促進、早期完成に向け、一致団結したところであります。

次に、道の駅基本構想の検討状況について御報告をいたします。

去る7月23日に、持続可能な地域社会の実現を目指し、高千穂町における新たな道の駅及びまちなか複合拠点施設の基本構想・基本計画を策定するに当たり、たかちほ+未来共創会議を設置させていただき、学識経験者・地元関係諸団体代表・関係事業者の代表者からなる26名の委員の方々に委員の委嘱をさせていただき、多様な関係者との対話・協働を通じた検討を行うための第1回目の検討会議を開催させていただきました。

また、これに先立ち、担当課以外に所属する職員にも積極的な参加を呼びかけ、庁舎内にたかちほ+未来共創ワークスを立ち上げました。

九州中央自動車道がもたらす観光産業や物流・人流による活性化のほか、災害に強い道路ネッ

トワークや救急搬送時間の短縮効果等、ストック効果が最大限発揮でき、また、まちなか複合拠点と新たな道の駅が連携して、高千穂が有する様々な魅力ある資源をつなぎ、地域活性化を図れるように町が主体となって関係機関と連携し、さらに詳細な検討や比較、ニーズ調査を行い、基本構想の策定を行ってまいりたいと考えております。

次に、イベント関係について御報告をいたします。

サルタフェスタが8月31日に開催され、約1万2,000人の方に御来場いただき、バザー出店、ステージイベント、花火などを楽しんでいただきました。今年のテーマは「天孫降臨の地で紡ぐ昭和100年」で、太鼓、三味線、民謡、演歌など、和を感じられるステージを演出し、神都高千穂観光大使であるトランペッター、長友誠さんが所属するJABBERLOOPとのコラボ演奏もあり、観客の皆さんを魅了していました。

今回のサルタフェスタでは、国富町出身で演歌歌手の二見颯一さんに御出演いただきましたが、二見さんは、高校2年生のときに、第33回、平成27年でありましたが、正調刈干切唄全国大会・成年の部で優勝。持ち歌の中でも「高千穂」を歌われており、そういった御縁から、ステージ上で神都高千穂観光大使を委嘱させていただいたところでございます。今後もイベントを継続して、町の活性化につなげていきたいと考えております。

また、10月25日の土曜日には、第42回正調刈干切唄全国大会が開催されます。出場者や来場者の皆様方に来てよかったと言われるような大会を目指していきたいと考えております。

次に、お盆の観光客の入り込み状況についてであります。お盆は観光客も多く、高千穂峡では、8月12日から15日の間にシャトルバスを淡水魚水族館乗降所から大橋の第3駐車場乗降所をつなぎ、青葉大橋経由で周遊するルートを向山周回コースとして運行し、4日間で5,618人の観光客が利用されました。

今後も、観光客の安全確保や利便性の向上等を考えながら、選ばれる観光地を目指してまいります。

次に、高千穂峡観光駐車場の利用状況及び今後の整備についてでございます。

第1御塩井駐車場及び第2あららぎ駐車場につきましては、8月1日からそれぞれ1,000円に料金改定を行いまして、利用料金収入は、8月が1,461万7,000円で前年比300%、9月が1,297万8,000円で前年比約266%となっております。

また、第3大橋駐車場の整備につきましては、来年1月から2月にかけて、区画線整備と有料化のためのフラップ設置工事等を行い、3月に精算機等の機器調整を行い、4月から第4押方駐車場とともに駐車場料金の徴収を開始する予定であります。

高千穂峡は昭和9年に名勝天然記念物に、昭和40年に国定公園に指定されている私たち高千穂町民が大切にしてきた景勝地であります。駐車場収入につきましては、高千穂峡の原風景を後

世に残していくための整備等に役立てていきたいと考えております。

次に、豊見城市及び南城市との姉妹都市盟約３０周年記念行事についてですが、豊見城市３０周年記念式典が１１月２５日の火曜日に、南城市３０周年記念式典が１１月２６日水曜日に執り行われます。本町からは、学童疎開関係者、本町執行部、町議会、関係各種団体、合わせて計２６名で訪問団を結成し、両式典に出席する予定でございます。

姉妹都市の盟約を締結してから、スポーツ少年団の交流、商工会の経済交流、イベントへの出店、自治体職員の人事交流など様々な交流が行われてきております。戦後８０年を迎えた今年、戦争を体験した世代も高齢化しており、学童疎開の歴史を町民の皆さんともう一度しっかり認識・共有する必要があります。今回の記念式典を意味あるものにするため、議員の皆様の御協力をお願いいたします。

次に、産交バス株式会社が新路線バス「あそちほ号」の運行を１０月１０日から開始されます。阿蘇駅から高千穂バスセンター間を１日３往復し、主に国道３２５号と国道５７号を通るルートで、片道の距離が約６６キロ、所要時間が約１時間４０分となっております。

本町は、阿蘇市と観光振興の連携を行っておりますが、あそちほ号の運行により、さらに交流人口の増加につなげていきたいと考えております。

また、本路線バスは、途中の高森駅で乗降停車するため、バスと鉄道を利用して熊本駅まで行くことも可能となります。熊本からの本町への交通手段が増えたことにより、誘客にも力を入れていきたいと考えております。

次に、高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産認定１０周年記念シンポジウムの開催について御報告いたします。

高千穂・五ヶ瀬・日之影・椎葉・諸塚の５町村で構成される高千穂郷・椎葉山地域の山間地農林業複合システムが、２０１５年にＦＡＯ（国連食糧農業機関）から世界農業遺産に認定されて１０周年を迎えるに当たり、１０月３１日にホテル高千穂にて記念シンポジウムを開催することとなりました。

これまで１０年間の取組や成果などを振り返りながら、当地域の価値を再認識し、持続的な保全・継承に向けた機運醸成を図る目的での開催となります。多くの皆様に御参加をいただき、当地域の認知度の向上、関係機関や他地域との連携強化につなげていきたいと考えております。

次に、高千穂中学校建設事業についてであります。令和６年２月に高千穂中学校移転新築検討委員会から、移転先候補地として高千穂温泉跡地を選定するとの答申を受け、令和６年度に必要な予算を確保し、事業着手に向けての準備を進めてきたところであります。

しかしながら、町民の皆様への説明や意見聴取の機会が不足していたことや、検討委員会の答申とは異なる場所への要望などもあり、改めて説明と合意が必要と判断し、関係各課の職員で

ワーキンググループを組織し、私、町長、教育長を含めた庁舎内会議で協議を行い、資料作成や追加調査等の作業を進めてきたところであります。その後、作成した検討資料を基に、中学校建設検討委員会及び要望団体に対する中間報告会をそれぞれ開催し、様々な御意見をいただいたところであります。

町民の皆様には、令和7年3月29日から4月4日までの5日間、町内各地で私、町長、副町長、教育長、関係職員が出席しまして中間報告会を開催し、様々な御意見をいただいたところであります。御意見の中に、高校併設について県と協議をしていただきたいという強い要望もあったことから、6月5日に私と教育長で県教育委員会を訪問し、協議・意見交換をさせていただいております。8月に県から文書での回答もいただいておりますが、県からは、町の意向があれば検討はできるとの回答でありました。町としましては、現在、移転新築検討委員会の答申があることや、何より、町が将来的な小中学校連携を方針としていることから、現在、県との協議は可能性の確認・検証にとどまっております。

なお、県との意見交換実施の際、改めて町の教育ビジョンを明確にする必要性を感じたため、現在、町の教育ビジョンの見直し作業も並行して行っております。

また、6月議会で御説明いたしました中学校建設に関する町民アンケートにつきましては、6月議会後の早期実施を予定しておりましたが、先ほど述べた県との協議・回答を待っていたため実施が遅れております。現在、改めて内容も精査中であり、今後、建設検討委員会等の意見をいただきながら実施する予定としております。

また、9月11日、12日には自然休養村管理センター、13日には役場大会議室において、PTA、幼保小中学校保護者などを対象に中間報告会を行い、直接の子育て世代の御意見をいただいたところであります。

説明内容は、3月、4月に行った中間報告会と同じ内容ではありますが、前回報告会がちょうど年度替わりの多忙な時期で、この世代の参加・意見が極めて少なかったことから、町PTAからの要望を受け、今回、報告会を実施したものであります。

ここでいただきました様々な御意見は、現在集約中ではありますが、この報告会では、現在の校舎に通う中学生、近く通うことになる小学生にも十分な配慮をお願いしたいとの御意見を毎日いただきました。現在の校舎に通う中学生たちが、少しでも快適かつ安全・安心に過ごす環境につきましても、配慮していきたいと考えております。

また、庁舎内におきましては、現在もワーキンググループ会議、庁舎内会議を重ねております。財政試算等、新たに整理されてきた部分もありますので、改めて検討委員会の意見を伺う必要があるのではないかと考えております。

現高千穂中学校施設の老朽化や南海トラフ地震による影響の可能性などを考えると、一日も早

い移転を実現したいところではありますが、議会でも御指摘があったように、この件で町民を二分することにならないよう、建設検討委員会及び要望団体、そして、町民の皆様への説明と、最終的な町の方針の公表をしてまいりたいと考えております。

次に、第33回町民のつどい及び令和7年度たかちほハートフル作品展につきまして御報告いたします。

まず、町民のつどいは、11月8日土曜日に開催を予定しております。新型コロナ禍以降は午後のみの開催としているところではありますが、昨年度も多くの方の御参加と、発表者の皆様の日頃の練習の成果をもちまして、以前の1日開催にも劣らず盛大に開催されているところでもあります。今年度も「高千穂のまちづくりと生涯学習～いきいき活動 ひろがる学習～うるおいとやすらぎ 生きがいのあるまちづくりをめざして」をスローガンとし、町民の皆様が互いの活動の様子や学習の成果を発表する場としてステージ発表を計画しております。

昨年、令和6年度は、高千穂町スポーツ協会設立50周年記念講演としまして、サッカー解説者の松木安太郎氏に御講演いただき、好評を得たところではありますが、今年度の基調講演は、西都市出身の音楽家、米良美一氏に御講演いただくことで調整中であります。米良氏は、大ヒットしたアニメーション映画の主題歌で一躍脚光を浴び、その後は国内外の音楽活動のほか、テレビ、ラジオ等にも活動の幅を広げられ、現在は、これまでの経験を通して講演活動も精力的に行っておられます。今年度の町民のつどいも、幼稚園、保育園児や小中学生児童生徒からシニア世代まで、幅広い世代の町民の皆様が活躍できる行事となりますよう、皆様の御協力をいただきながら、計画を進めてまいりたいと思います。

次に、ハートフル作品展につきましては、11月22日土曜日から11月24日月曜日の3日間の日程で開催を予定しております。

町民の皆様の生涯学習活動や創作活動の発表の場として、応募いただいた町内の個人、団体の作品展示と、高千穂町にゆかりのある芸術家の作品展示を合わせて行う予定であります。幼保園児からシニア世代に至るまで、幅広い世代の作品を展示、鑑賞することで、文化・芸術に親しむ機会となることを期待しております。

町民のつどい、ハートフル作品展ともに、多くの皆様の御来場をお待ちしております。

最後に、第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会「2027日本のひなた宮崎県国スポ・障スポ」に向けた高千穂町実行委員会の取組状況につきまして御報告いたします。

2027年、令和9年9月26日から10月6日までの11日間の日程で開催される宮崎国スポにおきまして、本町では正式競技の剣道とデモンストレーションスポーツのモルックの開催が決定しており、町実行委員会といたしましても、競技者、大会関係者をはじめ、大会に参加され

る多くの方々に満足していただける大会となるように準備を進めている状況であります。

昨年、令和6年10月21日の国スポ実行委員会設立発起人会を受け、11月25日に、2027日本のひなた宮崎国スポ高千穂町実行委員会第1回総会を開催いたしました。ここで、実行委員会会則並びに実行委員会及び専門委員会の名簿の承認を受けております。

今年3月には各専門委員会を開催し、委員会役職及び事業計画等が審議されております。新年度になりまして、4月から国民スポーツ大会推進室を新たに設置いたしまして、大会に向けた体制づくりを行っております。担当職員が多大な準備項目とタイムスケジュールをにらみながら、計画的に準備を進められるよう日々奮闘しております。

4月22日には、実行委員会第2回総会を行い、令和6年度の事業報告及び決算報告並びに令和7年度の事業計画及び予算等を審議・決定しております。

これまでの具体的な取組としましては、国スポホームページやSNS（インスタグラム）の開設、来年度、令和8年6月に本町で国スポプレ大会として開催される西日本各県対抗剣道大会や滋賀国スポ剣道競技の視察、競技会場となる武道館と周辺施設の設計業務、デモンストレーションスポーツモルックの普及促進のための小・中学校へのモルック用具の配布及びイベント会場等でのスポーツ推進委員によるモルック実技指導等を行っております。

また、おもてなしの一環として、彫りもののプロジェクトを進めております。昨年、町内各学校の児童生徒から、剣道やモルック、本町の自然や文化に関する絵を募集し、優秀作品を選定しました。その作品を基に、高千穂高校美術部の皆さんに、神楽の彫りものをモチーフとしたデザインにさせていただいております。

現在、町内各学校の児童生徒、保護者の皆様に、この彫りものの作成をお願いしております。完成後は、選手・関係者への贈呈のほか、競技会場や町なかに飾りまして、本町独自の取組として大会の歓迎ムードを高めてまいりたいと考えております。

今後とも、国民スポーツ大会推進室を中心に、宮崎県や宮崎県剣道連盟、関係団体等と連携を図り、着実に準備を進めると同時に、町民の皆様方一人お一人の御理解と御協力を頂戴しながら、2027日本のひなた宮崎国スポ高千穂大会の成功に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、行政報告といたします。

○議長（本願 和茂議員） 以上で、町長の行政報告が終わりました。

日程第5. 報告第10号

日程第6. 報告第11号

日程第7. 議案第51号

日程第 8. 議案第 5 2 号
日程第 9. 議案第 5 3 号
日程第 1 0. 議案第 5 4 号
日程第 1 1. 議案第 5 5 号
日程第 1 2. 議案第 5 6 号
日程第 1 3. 議案第 5 7 号
日程第 1 4. 議案第 5 8 号
日程第 1 5. 議案第 5 9 号
日程第 1 6. 議案第 6 0 号
日程第 1 7. 議案第 6 1 号
日程第 1 8. 議案第 6 2 号
日程第 1 9. 議案第 6 3 号
日程第 2 0. 議案第 6 4 号
日程第 2 1. 議案第 6 5 号
日程第 2 2. 議案第 6 6 号
日程第 2 3. 議案第 6 7 号
日程第 2 4. 議案第 6 8 号
日程第 2 5. 議案第 6 9 号
日程第 2 6. 議案第 7 0 号
日程第 2 7. 議案第 7 1 号
日程第 2 8. 議案第 7 2 号
日程第 2 9. 議案第 7 3 号
日程第 3 0. 議案第 7 4 号
日程第 3 1. 議案第 7 5 号
日程第 3 2. 議案第 7 6 号
日程第 3 3. 議案第 7 7 号

○議長（本願 和茂議員） 次に、日程第 5、報告第 1 0 号から日程第 3 3、議案第 7 7 号までの報告 2 件、町長提出議案 2 7 件、合計 2 9 件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

最初に町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、提案理由を御説明いたします。

本日提案いたします議案は、報告 2 件、決算認定 9 件、条例案件 5 件、補正予算 6 件、人事案件 2 件、その他 5 件の合計 2 9 件であります。

初めに、報告第10号令和6年度高千穂町財政健全化判断比率の報告についてであります、財政健全化法の定めにより、令和6年度決算に基づく4項目の健全化判断比率につきまして、監査委員の審査意見をつけて報告するものであります。

次に、報告第11号令和6年度公営企業等に係る資金不足比率の報告についてであります、報告第10号と同様に、公営企業の資金不足比率につきまして、監査委員の審査意見をつけて報告するものであります。

次に、議案第51号から第57号までの7件の令和6年度決算認定議案につきまして、一括して御説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

後ほど、一般会計及び特別会計に関しては会計管理者が、企業会計につきましては、関係課長が詳細について説明いたしますので、私からは決算額と執行の要点等についてのみの説明とさせていただきます。

まず、議案第51号令和6年度高千穂町一般会計決算でございます。

歳入総額106億3,271万4,003円、歳出総額103億5,691万8,989円、歳入歳出差引き額2億7,579万5,014円が剰余額となり、繰越事業充当財源2億2,874万8,950円を含む2億7,579万5,014円全額を次年度へ繰り越すものでございます。

令和6年度の当初予算は、第6次高千穂町総合長期計画の達成を念頭に置き、限られた財源を有効に活用しつつ、現在、本町の抱える諸問題や情勢をよく認識し、知恵と工夫による事業の見直し・改善を盛り込み、行財政改革の着実な前進を考慮した予算編成を行ったものであります。

中でも、令和4年の台風14号、令和5年の豪雨災害の災害復旧事業費は、おおむね6年度までに予算化し、早期完了を目指し、発注状況を見極めながら確実な事業執行を行ってまいりました。

また、農林業、商工観光業の振興、保健福祉事業、教育環境整備、まちづくりなど多岐にわたり取り組んだところでもあります。

人口減少、社会保障費の増加、公共インフラの老朽化、産業振興と雇用の場の確保、地域医療の充実など、多くの課題がありますが、事業財源を確保しつつ、高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略、長期人口ビジョンを基に、事務事業の効率化と合理化、町民と行政の協働による持続可能な地域づくりの推進など、徹底した行財政改革に努め、子供から高齢者までが安心して生き生きと暮らしていける活気あるまちづくりを進めてまいりたいと存じますので、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第52号令和6年度高千穂町国民健康保険特別会計の決算でございます。

歳入総額 18 億 1,032 万 3,127 円、歳出総額 18 億 919 万 9,697 円、差引き 112 万 3,430 円を次年度へ繰り越すものでございます。

適切な保険給付、国民健康保険税の適正賦課及び収納率の向上に努めるとともに、適正受診の啓発、特定健康診査などの保健事業を実施し、医療費の適正化に努めてきたところでございます。

なお、令和 7 年 3 月末における国民健康保険への加入状況は、世帯数 1,677 戸、被保険者数 2,583 人で、前年度末に比べ 92 戸、176 人の減となっております。

次に、議案第 53 号令和 6 年度高千穂町簡易水道事業特別会計の決算でございます。

歳入総額 1 億 239 万 4,861 円、歳出総額 1 億 138 万 817 円、差引き 101 万 4,044 円のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定により、25 万 4,043 円を剰余金処分として基金積立てを行い、残り 76 万 1 円を次年度へ繰り越すものでございます。

本町の簡易水道は、直営 16 組合を除く 9 組合において、施設の維持管理及び運営を行っていただいております。今後も安全で安定した給水がなされるよう、組合と連携し、管理運営に努めてまいります。

なお、決算年度の給水人口は 4,067 人で、年間有収水量は 46 万 6,497 立方メートルとなっております。

次に、議案第 54 号令和 6 年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計の決算でございます。

歳入総額 1,130 万 4,623 円、歳出総額 1,066 万 9,111 円、差引き 63 万 5,512 円を次年度へ繰越しとするものでございます。

現在、保健センターにおいて、月に 3 回、10 人の審査委員の方に介護認定の審査をお願いしておりますが、その業務の経費が主なものでございます。

令和 6 年度の審査件数は 955 件で、前年度に比べ 27 件の減となっております。

次に、議案第 55 号令和 6 年度高千穂町介護保険特別会計の決算でございます。

まず、保険事業勘定の決算ですが、歳入総額 16 億 4,505 万 3,230 円、歳出総額 15 億 9,633 万 5,974 円、差引き 4,871 万 7,256 円を次年度へ繰り越すものでございます。

サービス事業勘定の決算では、歳入総額 1,447 万 9,754 円、歳出総額 1,431 万 1,396 円、差引き 16 万 8,358 円を次年度へ繰り越すものでございます。

介護保険制度の周知と適切な運営に努めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を図りました。

なお、令和 7 年 3 月末の被保険者数は 4,931 人で、前年度末に比べ 50 人減、認定者数は 812 人で、前年度末と同数となっております。

次に、議案第 56 号令和 6 年度高千穂町後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

歳入総額 2 億 1,526 万 8,271 円、歳出総額 2 億 1,407 万 8,048 円、差引き

119万223円を次年度へ繰り越すものでございます。

後期高齢者医療保険料の適正賦課及び収納率の向上に努めるとともに、後期高齢者医療広域連合から受託した健康診査を行ったものでございます。

なお、令和7年3月末の被保険者数は2,720人で、前年度末に比べ63人の増となっております。

次に、議案第57号令和6年度高千穂町小水力発電事業特別会計の決算でございます。

持続可能なエネルギーの供給や脱炭素社会の実現に向けた再生エネルギーの活用として、令和元年度より町が整備を進めてきた高千穂町畑中小水力発電所が、令和6年5月より稼働開始し、新たに特別会計に追加したものでございます。

歳入総額1,020万8,327円、歳出総額838万3,674円、差引き182万4,653円となり、地方自治法第233条の2の規定により、全額を剰余金処分として基金積立てを行ったものでございます。

発電した電力の売電収入は、用水路などの農業水利施設の維持管理費に充て、農家の負担を軽減するとともに、地域の活性化につながる取組にも活用することとしております。

また、令和6年度の発電量は20万7,584キロワットアワーとなっております。

次に、議案第58号令和6年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてありますが、収益的収支は、消費税込みで水道事業収益1億7,254万757円、水道事業費用1億3,486万3,733円、収支の差引き3,767万7,024円となりました。

資本的収支は、消費税込みで資本的収入2,084万5,102円、資本的支出5,604万361円、収支の差引き、マイナス3,519万5,259円となり、資本的収入が資本的支出に不足する額は、当年度消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填するものであります。

剰余金の処分についてありますが、当年度末処分利益剰余金は1億6,637万4,574円となっており、剰余金処分案としましては、減災積立金へ169万円、建設改良積立金へ3,211万6,000円、合わせて3,380万6,000円を積立処分し、処分後の残高1億3,256万8,574円を令和7年度への繰越利益剰余金とすることを御提案するものであります。

次に、議案第59号令和6年度高千穂町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてありますが、収益的収支は、消費税込みで、下水道事業収益2億4,496万7,427円、下水道事業費2億1,657万9,962円、収支の差引き2,838万7,465円となりました。

資本的収支は、消費税込みで、資本的収入3,490万4,031円、資本的支出9,296万7,072円、収支の差引き、マイナス5,806万3,041円となり、資本的収入が資本的支出に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金、過年度分損益勘

定留保資金で補填するものであります。

剰余金の処分についてであります。当年度末処分利益剰余金は、5,334万766円となっており、剰余金処分案としましては、減災積立金へ139万円、建設改良積立金へ2,642万5,000円、合わせて2,781万5,000円を積立処分し、処分後の残高は2,552万5,766円、これを令和7年度への繰越利益剰余金とすることを御提案するものであります。

次に、議案第60号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。今回の改正は、昨年、人事院が行った公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充に基づき、国の人事院規則が改正されたことに伴い、改正を行うものであります。

改正内容につきましては、仕事と育児の両立支援制度の周知や意向確認を行うとともに、子や各家庭の状況に応じた個別の意向に配慮するなど、制度が利用しやすい勤務環境を整備するものであり、公布の日から施行し、令和7年10月1日より適用するものであります。

次に、議案第61号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。今回の改正は、人事院規則、職員の育児休業等の一部改正により、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年1月8日に公布されたことに伴うものであり、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするためのものであります。

改正内容につきましては、部分休業制度（育児時間）の見直しと拡充を行うものであり、公布の日から施行し、令和7年10月1日より適用するものであります。

次に、議案第62号高千穂町消防団条例の一部改正についてであります。今回の改正は、消防団員の維持・確保と団員の活動を補完する役割を担っていただくことを目的に、新たに機能別団員を設けるものであります。また、現行の消防団員との区別を図るため、現行の消防団員を基本団員とし、特定の消防団活動や可能な範囲での活動に従事する団員を機能別団員とするものであります。

次に、議案第63号高千穂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。今回の改正は、令和7年9月11日に岩戸団地解体工事が完了しましたので、第3条関係の別表より管理する住宅から岩戸団地の削除を行い、また、住宅入居者の保証人になれる者についての内容の変更と、公営住宅法施行規則及び公営住宅法施行令からの引用条文にずれが生じていることから改正を行うものであります。

次に、議案第64号高千穂町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正についてであります。宮崎県重度障がい者医療費公費負担事業補助金交付要綱が変更されたことに伴い、高千穂町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。

内容としましては、これまで身体障害者手帳1・2級の交付を受けているもの、重度知的障害と判定されたもの、身体障害者手帳3級を交付され中度の知的障害と判定されたものであった助

成対象者に、精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、障害の程度が１級であるものが追加されたものです。

公布の日から施行し、令和７年１０月１日より適用するものであります。

次に、議案第６５号令和７年度高千穂町一般会計補正予算（第２号）についてであります、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億６８３万９、０００円を追加し、歳入歳出の総額を９９億９、５６３万７、０００円とするものであります。

今回の補正は、国・県の補助金決定や、６年度決算による償還金・繰出金が主なものであります。

主な事業は、総務費で役場庁舎屋根防水改修工事、地域課題解決等支援事業、民生費で、地域介護・福祉空間整備等交付金、農林水産業費で、物価高騰対策農畜産物支援事業、土木費で、社会資本整備総合交付金事業、地方創生道整備推進交付金事業などとなっております。

歳入では、地方交付税、国県支出金、寄附金、公共施設等整備基金、企業版ふるさと納税、地方創生基金繰入金、繰越金、地方債等を計上しております。

次に、議案第６６号から第７０号までの各特別会計の補正予算につきましては、繰越金等による財源調整が主なものとなっております。

次に、議案第７１号辺地総合整備計画の一部変更についてであります、本計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、当該辺地において、辺地対策事業債を活用して公共施設等の整備を実施するために必要な計画であり、計画の一部変更に当たりまして、議会の議決を求めるものであります。

対象箇所は、押方・五ヶ村西地区の農道整備に係るものであります。

次に、議案第７２号高千穂町教育委員会教育長の任命同意について御説明いたします。

現教育長の任期が、本年１１月２４日までとなっておりますが、引き続き、戸敷二郎氏に、本町の教育行政に御尽力をいただきたいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和７年１１月２５日から令和１０年１１月２４日までの３年間であり、経歴等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、議案第７３号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について御説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員３名のうち、富高隆治氏が、令和７年１１月３０日をもって任期満了となります。

後任に、佐藤雅治氏に御就任いただきたいと存じますので、地方税法第４２３条第３項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は令和7年12月1日から令和10年11月30日までの3年間であり、経歴等につきましては、記載のとおりでございます。

人事案件につきまして、御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第74号工事請負契約の締結についてであります。本議案は、令和6年度（明許繰越）ケーブルテレビ事業放送設備更新整備委託（高千穂センター）の契約締結に伴います議案であり、仮契約を交わしたものとしまして、法の定めに基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第75号工事請負契約の締結についてであります。本議案は、令和6年度（明許繰越）社会資本整備総合交付金事業町道松能橋～田口野線道路改良工事（2工区）の契約締結に伴います議案であり、仮契約を交わしたものとしまして、法の定めに基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第76号工事請負変更契約についてであります。令和6年第3回定例会で議決いただいた令和6年度公共土木施設災害復旧事業五ヶ瀬川水系普通河川山附川令和4年災第1472号河川災害復旧工事の変更契約締結に伴います議案であり、6月20日に仮変更契約を交わしたものとしまして、法の定めに基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第77号の工事請負変更契約についてであります。令和7年2月に随意契約を交わした令和6年度社会資本整備総合交付金事業町道松能橋～田口野線道路改良工事（1工区）の変更契約締結に伴い、5,000万円を超える契約となり、9月4日に仮変更契約を交わしたものとしまして、法の定めに基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由であります。

詳細につきましては、報告及び人事案件を除き、それぞれ担当課長が説明をいたしますので、御審議いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（本願 和茂議員） 以上で、町長の説明が終わりました。

ここで11時20分まで休憩します。

午前11時09分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（本願 和茂議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから関係課長の説明を求めます。

初めに、決算議案の説明を求めます。議案第51号から第57号について、会計管理者。

○会計管理者（佐藤 美和管理者） それでは、議案第51号から第57号までの一般会計及び特別会計決算認定議案7件につきまして御説明申し上げます。

各会計の決算につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、令和7年5月末日に各会計を閉鎖、決算の調整を行い、7月11日に町長に決算書を提出いたしました。

また、監査委員による決算審査は、令和7年7月14日から7月18日までの5日間実施されたところですが、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定に基づき、監査委員の審査意見書、主要施策の成果に関する調書を添えて議会の認定をお願いするものです。

なお、総括表については、町長から説明がありましたので、私の説明は省略させていただきます。

最初に、議案集3、一般会計歳入歳出決算書をお開きください。

議案第51号令和6年度一般会計歳入歳出決算認定について、6ページ、7ページの歳入決算額について収入済額で説明いたします。

まず、町税は、歳入全体の10.1%、前年度より2.6%減の10億7,202万539円となり、収納率は96.9%。

なお、不納欠損額1,328万6,321円は、法の規定に基づく欠損処理です。

地方譲与税は、前年度より11.5%増の1億4,636万6,000円、利子割交付金は、55.0%増の26万5,000円、配当割交付金は、57.1%増の581万5,000円、株式等譲渡割交付金は、41.3%増の571万5,000円、法人事業税交付金は、16.5%増の2,106万4,000円。

次のページをお開きください。

地方消費税交付金は、前年度より2.5%増の3億143万円、環境性能割交付金は、15.0%増の745万円、地方特例交付金は、住民税の定額減税の原資補填分が増になり、前年度より1,105.7%増の4,351万2,000円、地方交付税は、歳入全体の39.0%、前年度より3.4%増の41億4,797万1,000円、交通安全対策特別交付金は、5.6%減の81万3,000円、分担金及び負担金は、民生費負担金、農業費分担金等で2.7%増の1億188万1,912円、使用料及び手数料は、駐車場使用料、住宅使用料等で7.6%増の1億3,801万1,101円。

次のページを開きください。

国庫支出金は、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金で歳入全体の15.9%、前年度より5.6%増の16億9,050万6,444円、県支出金は、県負担金、県補助金、県委託金で歳入全体の13.1%、前年度より26.7%増の13億9,194万126円、財産収入は、財産運用収入、財産売却収入で39.6%増の1億68万1,642円、寄附金は、0.8%減の1億9,353万8,580円、繰入金は、特別会計繰入金、基金繰入金で31.1%減の4億1,156万8,759円、繰越金は、22.3%増の2億6,548万8,259円。

次のページをお開きください。

諸収入は、貸付金元利収入、受託事業収入、雑入等で、前年度より52.1%増の1億2,446万2,641円、町債は、過疎債、緊急防災減災事業債、災害復旧事業債等で1.4%減の4億6,221万3,000円。

歳入を性質別に見ますと、自主財源は、町税、分担金及び負担金、使用料及び賃借料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入で24億765万3,433円となり、歳入全体の22.6%、依存財源は、残る77.4%の82億2,506万570円となりました。

以上、5年度からの繰越分の収入額11億2,037万6,793円を含めた歳入総額は、前年度より4.9%増の106億3,271万4,003円の決算額となり、調定額に対する収入済額の割合は99.6%となっています。

続きまして、14ページの歳出決算額について支出済額で説明いたします。

まず、目的別に見ますと、議会費は、議員報酬、議員活動費等で前年度より0.1%増の9,277万8,013円、総務費は、総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費で歳出全体の12.3%、前年度より2.1%増の12億7,423万9,076円、民生費は、社会福祉費、児童福祉費、災害救助費で歳出全体の24.4%、前年度より0.3%増の25億2,819万7,280円、衛生費は、保健衛生費、清掃費で前年度より28.2%増の9億744万227円。

次のページをお開きください。

農林水産業費は、農業費、林業費、水産業費で歳出全体の12.5%、前年度より3.3%減の12億8,987万3,221円、商工費は、前年度より20.2%増の4億6,630万5,617円、土木費は、土木管理費、道路橋りょう費、河川費、都市計画費、住宅費で5.1%増の10億1,573万5,267円、消防費は、4.5%増の3億3,851万1,700円、教育費は、教育総務費、小学校費、中学校費、学校保険衛生費、学校給食費、社会教育費、保健体育費で8.5%増の5億8,443万787円。

次のページをお開きください。

災害復旧費は、農林水産業施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費で歳出全体の11.2%、前年度より40.1%増の11億5,504万7,446円、公債費は、5.4%減の7億436万355円。

歳出を性質別に見ますと、義務的経費として、人件費は、総額の14.8%で前年度より5.6%増の15億3,348万7,000円、扶助費は、総額の13.8%で前年度より1.0%減の14億2,549万6,000円、公債費は、総額の6.8%で前年度より5.4%減の7億436万円。

投資的経費として、普通建設事業費は、総額の10.2%で前年度より22.2%増の10億5,787万5,000円、災害復旧費は、総額の11.2%で前年度より40.1%増の11億5,504万8,000円。

その他として、物件費は、総額の14.8%で前年度より5.6%減の15億3,131万5,000円、維持補修費は、総額の0.4%で前年度より2.6%増の4,118万7,000円、補助費等は、総額の19.7%で前年度より9.3%増の20億3,862万2,000円、積立金は、総額の0.9%で前年度より3.5%減の9,425万2,000円、出資・投資・貸付金は、総額の0.4%で前年度より23.6%増の4,513万1,000円、繰出金は、総額の7.0%で前年度より4.5%増の7億3,014万6,000円。

以上、歳出総額は、前年度より6.9%増の103億5,691万8,989円、予算に対する執行率は78.0%となっています。

また、次年度への予算繰越額は、総額で22億3,268万8,486円となっています。

以上で、一般会計の決算説明を終わります。

続きまして、特別会計の決算について御説明いたします。

議案集4、国民健康保険特別会計をお開きください。

それでは、議案第52号令和6年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、6ページの歳入決算額について説明いたします。

国民健康保険税は、調定額2億3,155万5,481円に対し、収入済額は2億1,961万217円で、収納率は94.8%。なお、不納欠損額69万7,415円は、法の規定に基づく欠損処理です。

使用料及び手数料は、督促手数料で7万4,140円、国庫支出金は、マイナ保険証のシステム改修に伴う補助金で310万円、県支出金は、保険給付費等交付金で13億9,888万6,519円、財産収入は、国民健康保険準備積立基金利子で75万7,920円、繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金で1億8,619万6,160円、繰越金は、前年度繰越金で71万4,727円。

次のページをお開きください。

諸収入は延滞金、第三者納付金で128万3,444円です。

以上、歳入総額18億1,032万3,127円の決算額となり、調定額に対する収入済額の割合は99.3%となっています。

続きまして、10ページの歳出決算額について説明いたします。

総務費は、人件費及び事務費等で4,740万5,615円、保険給付費は、療養諸費、高額療養費等で13億2,854万1,007円、国民健康保険事業費納付金は、一般被保険者医療給付

費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分で3億7,416万3,585円、保険事業費は、特定健康診査等事業費及び保健センターの運営費等で5,744万1,400円。

次のページをお開きください。

基金積立金は、国民健康保険準備積立基金への積立金で45万7,920円、諸支出金は、償還金及び還付加算金で119万170円です。

以上、歳出総額18億919万9,697円の決算額となり、執行率は97.9%となっています。

以上で、国民健康保険特別会計の決算説明を終わります。

続きまして、議案集5、簡易水道事業特別会計をお開きください。

それでは、議案第53号令和6年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、6ページの歳入決算額について説明いたします。

使用料及び手数料は、使用料収入等で6,157万1,214円、財産収入は、簡易水道積立基金利子で33万1,375円、繰入金は、一般会計からの繰入金で2,502万7,000円、繰越金は、前年度繰越金で142万5,672円、町債は、簡易水道事業債で1,400万円、分担金及び負担金は、給水負担金で3万9,600円。

以上、歳入総額1億239万4,861円の決算額となり、調定額に対する収入済額の割合は97.4%となっています。

続きまして、8ページの歳出決算額について説明いたします。

衛生費は、簡易水道会計の事務費及び簡易水道組合の維持管理費で1億138万817円、歳出総額も同額の決算額となり、執行率は95.0%となっています。

以上で、簡易水道事業特別会計の決算説明を終わります。

続きまして、議案集6、西臼杵地域介護認定審査会特別会計をお開きください。

それでは、議案第54号令和6年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、6ページの歳入決算額について説明いたします。

本会計は、効率的かつ公平な介護認定審査業務を行うため、西臼杵3町で制定した共同設置規約に基づく特別会計です。

まず、分担金及び負担金は、西臼杵3町からの負担金で1,057万1,000円、繰越金は、前年度繰越金で73万3,623円。

以上、歳入総額1,130万4,623円の決算額となり、調定額と同額の収入済額となっています。

続きまして、8ページの歳出決算額について説明いたします。

認定審査会費は、認定審査会及び事務局の経費で1,066万9,111円、歳出総額も同額の

決算額となり、執行率は94.4%となっています。

以上で、西臼杵地域介護認定審査会特別会計の決算説明を終わります。

続きまして、議案集7、介護保険特別会計をお開きください。

それでは、議案第55号令和6年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

最初に、8ページの保険事業勘定の歳入決算額について説明いたします。

保険料は、前年度比13.0%増の2億7,740万3,444円、収納率は97.5%。なお、不納欠損額28万690円は、法の規定に基づく決算処理です。

分担金及び負担金は、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業負担金で299万6,100円、使用料及び手数料は、督促手数料で1万560円、国庫支出金は、国庫負担金、国庫補助金で4億2,746万1,563円、支払基金交付金は4億486万8,404円、県支出金は、県負担金、県補助金で2億3,355万2,238円、財産収入は、介護給付費準備基金利子で70万4,575円、繰入金は、一般会計繰入金、介護サービス事業勘定繰入金で2億6,243万8,854円。

次のページをお開きください。

繰越金は、前年度繰越金で3,561万2,817円、諸収入は4,675円。

以上、歳入総額16億4,505万3,230円の決算額となり、調定額に対する収入済額の割合は99.5%となっています。

続きまして、12ページの歳出決算額について説明いたします。

まず、総務費は、人件費、認定審査会経費、介護保険会計運営費等で3,889万8,282円、保険給付費は、居宅介護、施設介護サービス及び介護予防サービス事業費等の経費で14億2,968万2,271円、地域支援事業費は、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業、介護予防・生活支援サービス事業費等の経費で1億1,110万2,655円。

次のページをお開きください。

基金積立金は、介護給付費準備基金への積立金で70万4,575円、諸支出金は、償還金及び還付加算金、繰出金で1,594万8,191円。

以上、歳出総額15億9,633万5,974円の決算額となり、執行率は97.4%となっています。

続きまして、介護サービス事業勘定について、62ページの歳入決算額について説明いたします。

まず、サービス収入は、介護給付費収入、予防給付費収入で581万7,800円、繰入金は、保険事業勘定繰入金で850万円、繰越金は、前年度繰越金で11万9,954円、諸収入は、

雑入で4万2,000円。

以上、歳入総額1,447万9,754円の決算額となり、調定額と同額の収入済額となっています。

続きまして、64ページの歳出決算額について説明いたします。

まず、総務費は、人件費及び事務費で701万4,643円、サービス事業費は、居宅サービス事業費で717万6,799円、諸支出金は、介護保険勘定への繰出金で11万9,954円。

以上、歳出総額1,431万1,396円の決算額となり、執行率は97.0%となっています。

以上で、介護保険特別会計の決算説明を終わります。

続きまして、議案集8、後期高齢者医療特別会計をお開きください。

議案第56号令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、6ページの歳入決算額について説明いたします。

まず、後期高齢者医療保険料は、前年度比13.5%増の1億4,298万9,984円、収納率は99.5%、使用料及び手数料は、督促手数料で1万6,280円、繰入金は、事務費及び保険基盤安定のための一般会計繰入金で6,415万2,334円、繰越金は、前年度繰越金で183万5,936円、諸支出金は、償還金及び還付加算金、後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入で627万3,737円。

以上、歳入総額2億1,526万8,271円の決算額となり、調定額に対する収入済額の割合は99.7%となっています。

続きまして、8ページの歳出決算額について説明いたします。

まず、総務費は、電算システム使用料、健診委託料等で714万7,230円、後期高齢者医療広域連合納付金は2億678万8,118円、諸支出金は、償還金及び還付加算金で14万2,700円。

以上、歳出総額2億1,407万8,048円の決算額となり、執行率は99.0%となっています。

以上で、後期高齢者医療特別会計の決算説明を終わります。

最後に、議案集9、小水力発電事業特別会計をお開きください。

議案第57号令和6年度小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、6ページの歳入決算額について説明いたします。

まず、繰入金は、小水力発電事業基金繰入金で196万9,250円、諸収入は、預金利子、電気事業収入、雑入で823万9,077円。

以上、歳入総額1,020万8,327円の決算額となり、調定額と同額の収入済額となっています。

続きまして、８ページの歳出決算額について説明いたします。

農地費は、小水力発電事業費で８３８万３、６７４円、歳出総額も同額の決算額となり、執行率は８２．４％となっています。

以上で、小水力発電事業特別会計の決算説明を終わります。

ここまで、令和６年度一般会計及び６件の特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明申し上げました。財政健全化判断比率は４つの財政指標ともに早期健全化基準を下回りました。引き続き、本町の財政が健全な水準となっており、適正な運営がなされているものと判断いたしております。

また、地方自治法施行令第１６６条の規定に基づき、会計ごとに歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書も併せて御提案いたしております。よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（本願 和茂議員） 続いて、議案第５８号、第５９号について、上下水道課長。

○上下水道課長（飯干 和宣課長） 上下水道課所管の決算議案２件について御説明いたします。

議案第５８号令和６年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。議案集１０、水道事業３ページを御覧ください。

地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、令和６年度高千穂町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第３０条第４項の規定に基づき、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

なお、公営企業法により、決算報告書は消費税込み、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表の財務諸表については、消費税抜きの金額であります。御了承ください。

まず、４ページの決算報告書であります。

収益的収支につきまして、収入、第１款水道事業収益、決算額は１億７、２５４万７５７円、内訳は、営業収益１億６、８７６万６、０９８円、営業外収益３７７万４、６５９円であります。

支出、第１款水道事業費用、決算額は１億３、４８６万３、７３３円、内訳は、営業費用１億２、３３６万９、３７６円、営業外費用１、１２３万４、６３０円、特別損失２５万９、７２７円、予備費はゼロ円であります。

次に、資本的収支につきまして、収入、第１款資本的収入、決算額は２、０８４万５、１０２円、内訳は、負担金ゼロ円、企業債１、４６０万円、固定資産売却代金ゼロ円、補助金６２０万３、０００円、補償金４万２、１０２円であります。

支出、第１款資本的支出、決算額は５、６０４万３６１円、内訳は、建設改良費４、１０７万３、３７１円、固定資産購入費７４万２、４５６円、負担金ゼロ円、企業債償還金１、４２２万４、５３４円、予備費ゼロ円であります。

資本的収入が資本的支出に不足する額3,519万5,259円は、当年度消費税資本的収支調整額380万1,438円と、損益勘定留保資金3,139万3,821円で補填しております。

次に、7ページの損益計算書であります。1、営業収益1億5,353万7,507円から、2、営業費用1億2,064万7,252円を差し引いた営業収益は3,289万255円であります。この額に3、営業外収益377万4,659円を加え、4、営業外費用206万5,576円を差し引いた経常利益は3,405万9,338円であります。この額から5、特別損失25万2,541円を差し引いた当年度純利益は3,380万6,797円であります。この額に前年度繰越利益剰余金1億3,256万7,777円を合わせまして、当年度未処分利益剰余金は1億6,637万4,574円であります。

次に、8、9ページの剰余金計算書であります。表右側中ほどの当年度変動額は、当年度純利益3,380万6,797円のみで、これと繰越未処分利益剰余金1億3,256万7,777円を加え、当年度未処分利益剰余金は1億6,637万4,574円であります。

次に、11ページ剰余金処分計算書（案）であります。当年度末残高1億6,637万4,574円から、減災積立金へ169万円、建設改良積立金へ3,211万6,000円、合計3,380万6,000円を積立処分し、処分後残高1億3,256万8,574円を繰越利益剰余金とすることを御提案するものであります。

貸借対照表、事業報告、キャッシュフロー計算書、その他資料につきましては、12ページ以降を御確認ください。

以上が、令和6年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の内容であります。

次に、議案第59号令和6年度高千穂町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてありますが、議案集11、下水道事業3ページを御覧ください。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和6年度高千穂町下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

4ページの決算報告書であります。収益的収支につきまして、収入、第1款下水道事業収益、決算額は2億4,496万7,427円、内訳は、営業収益7,657万7,098円、営業外収益1億6,405万1,763円、特別利益433万8,566円であります。

支出、第1款下水道事業費用、決算額は2億1,657万9,962円、内訳は、営業費用1億9,476万4,017円、営業外費用1,509万516円、特別損失672万5,429円、予備費はゼロ円であります。

次に、6ページ、収益的収支につきまして、収入、第1款資本的収入、決算額は3,490万4,031円、内訳は、他会計補助金ゼロ円、負担金等467万3,031円、他会計出資金

3,023万1,000円であります。

支出、第1款資本的支出、決算額は9,296万7,072円、内訳は、建設改良費628万6,397円、企業債償還金8,668万675円、予備費はゼロ円であります。

資本的収入が資本的支出に不足する額5,806万3,041円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14万6,669円、引継金2,230万4,106円、過年度分損益勘定留保資金3,561万2,266円で補填しております。

次に、8ページの損益計算書であります。1、営業収益6,961万8,180円から、2、営業費用1億8,920万2,167円を差し引いた営業損失は1億1,958万3,987円であります。この額に3、営業外収益1億6,405万1,763円を加え、4、営業外費用1,479万1,671円を差し引いた経常利益は2,967万6,135円あります。この額に5、特別利益433万8,566円を加え、6、特別損失619万8,726円を差し引いた当年度純利益は2,781万5,975円あります。この額に前年度繰越利益剰余金2,552万4,791円を合わせまして、当年度末処分利益剰余金は5,334万766円あります。

次に、10、11ページの剰余金計算書であります。表右側中ほどの当年度変動額は前年度純利益2,781万5,975円のみで、これと繰越利益剰余金2,552万4,791円を加え、当年度末処分利益剰余金は5,334万766円あります。

次に、12ページの剰余金処分計算書（案）であります。当年度末残高5,334万766円から、減債積立金へ139万円、建設改良積立金へ2,642万5,000円、合計2,781万5,000円を積立処分し、処分後残高2,552万5,766円を繰越利益剰余金とすることを御提案するものであります。貸借対照表、事業報告、キャッシュフロー計算書、その他資料につきましては、14ページ以降を御覧ください。

以上が、令和6年度高千穂町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の内容であります。上下水道課所管の決算議案2件につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本願 和茂議員） ここで、13時10分まで休憩します。

午後0時01分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（本願 和茂議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、監査委員から決算審査結果の報告を求めます。監査委員、登壇願います。

○監査委員（中尾 清美監査委員） それでは、午前中に説明がありました一般会計、特別会計、企業会計の決算について、議案第51号令和6年度高千穂町一般会計歳入歳出決算から、議案第59号下水道事業会計までの決算審査の経緯と結果について報告いたします。

町長から審査に付されました一般会計、特別会計の決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、また、企業会計については決算報告書、損益計算書、貸借対照表などの決算状況について、各課、施設より提出されました決算説明書及び附属資料の説明を受けながら照合を行い、全会計を7月14日から18日までのうち5日間、富高健一郎監査委員と審査を実施したところでございます。

その結果、各会計とも計数等に誤りはなく、決算は正確であることを確認いたしました。

なお、決算内容につきましては、町長、会計管理者、関係課長より詳細な報告がありましたので省略させていただき、留意事項について申し上げます。

まず、一般会計の財政運営状況であります。歳入で、自主財源の町税は、新型コロナウイルス感染症がいまだに全国的に発生している状況であります。これに対する国の支援もなくなり、6年度は経済対策による住民税の定額減税で町民税は2.6%の減となっています。

また、依存財源のうち、地方交付税は連年災や物価高騰などの追加交付分に伴い1億3,551万1,000円の増となり、国庫支出金もポストコロナ関連対策や物価高騰対応支援、災害復旧費の繰越事業もあつて8,951万9,000円の増となっています。

一方、歳出では、6年度も災害復旧費のほかにも多くの繰越事業があり、予算化された事業のうち災害復旧の執行率は、発生した事業も作業員の不足等もあつて事業費の39.8%にとどまり、予算全体での執行率も78%となっています。

なお、7年度への繰越明許費は21億2,660万2,000円、事故繰越額は1億608万7,000円と予算額の16.8%の事業を繰り越す結果となっており、今後、早期に復旧事業を終えることを望み、ほかの事業も繰越事業とならないよう計画的執行に努めていただきたいと思います。

一般会計では、歳入歳出の形式収支、実質収支とも黒字決算となっていますが、実質単年度収支については、地方交付税と国庫支出金が災害復旧の事業確定で増となり、財政調整基金の取崩額を前年度より減額して対応したことから、赤字額は5年度より2億793万9,000円の減となっていますが、引き続き3億5,375万3,000円の赤字となっています。

自主財源の乏しい本町におきましては、財源の確保に努力されていますが、今後、中学校の移転新築、老朽化した公共インフラの更新に加え、西臼杵広域行政事務組合への財政負担も増えていく中で、人口減に伴う町税の減収、また、全国的に発生している豪雨災害などで地方交付税や国庫支出金の減収が見込まれることから、財政運営は一段と厳しくなる状況にあると考えますので、昨年度実施したスクラップ研修などの研修成果を生かし、全庁的な取組として政策課題の解決と財政の健全化を図りながら、町民の行政ニーズに対応していくとともに、伸び悩んでいるふると納税事業も新たな視点に立って再考していただき、観光地の特色を生かした財源の確保に

努めて、安定した行政運営を望むものであります。

次に、特別会計の決算であります。各会計とも健全財政の運営に努めており、特に、令和6年度からの小水力発電事業については、事業による売電収益で基金積立てを行い、基金の有効活用で、土地改良事業について管理組合への負担軽減につながる事業効果を期待します。また、保険事業においては、健康増進事業を積極的に行い、保険給付の抑制と安定した事業に努めていただきたいと思います。

次に、一般会計、特別会計の収入のうち、収入未済額であります。未済額は年々減少してきており、関係各課も努力されていますが、歳出の不用額については、一般会計において6億9,051万6,000円と、前年度に引き続き多額となっており、年度末における経済対策や災害復旧事業の対応等により執行できなかった事業もあると思われますが、次年度の予算編成にも大きな影響を及ぼすことから、減少に向けて計画的執行をお願いいたします。

次に、地方債であります。6年度の借入額は、病院事業債が西臼杵広域行政事務組合に事務を移行したため、一般会計の地方債残高も減少しておりますが、今後直面する多くの事業を抱え、地方債の借入れも増加すると思われますので、借入額や有利な地方債について関係各課で調整を行い、地方債の有効活用をお願いします。

次に、企業会計の水道事業会計であります。料金改定に伴い、黒字決算となっておりますが、給水人口の減少は続くと考えられ、給水収益は厳しくなり、また、既存施設の耐震化、老朽化対策を含む施設の更新事業もあり、厳しい経営状況になることが予想されます。今後、更新計画に基づく事業の実施と経費の節減に取り組みながら、安全で安心な水の供給と経営の安定化に努めていただきたいと思います。

次に、下水道事業会計であります。令和5年度から公営企業会計へ移行して事業を運営されていますが、今後、水道事業と同じく、人口減少に伴い、また、施設の老朽化が進むことから、厳しい経営状況になると予想されますので、加入率の向上と経費節減で経営の安定化に努めていただきたいと思います。

次に、令和6年度の財政健全化であります。先ほど、町長より説明のありましたとおり、財政健全化の判断比率は基準内であり、公営企業に係る資金不足も生じていないことを確認しました。

以上、御報告申し上げましたが、審査の結果、意見の詳細につきましては、決算意見書を御覧いただきますようお願いしまして、審査の結果報告といたします。

○議長（本願 和茂議員） 次に、決算議案以外の説明を求めます。

議案第60号から62号について、総務課長。

○総務課長（林 謙一課長） それでは、総務課所管、議案3件について御説明いたします。

議案集12、条例の3ページをお開きください。

議案第60号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、昨年、人事院が行った公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充に基づき、国の人事院規則が改正されたことに伴い、改正を行うものであります。

4ページを御覧ください。

改正内容としましては、この年齢に応じた柔軟な働き方を実現する措置として、第14条の4の次に、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の規定に加え、第1項で、本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度の情報提供等に併せ、仕事と育児との両立支援制度等に関する条例の提供や利用に係る意向確認を行うことを義務づけ、第2項で、3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供、意向確認等を行うことを義務づけることで、制度が利用しやすい勤務環境を整備するものであります。

なお、この改正は、交付の日から施行し、改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定は、令和7年10月1日から適用するものであります。

次に、議案第61号職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

5ページを御覧ください。

今回の改正は、人事院規則、職員の育児休業等の一部改正により、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正する法律が令和7年1月8日に交付されたことに伴うものであり、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするためのものであります。

6ページ、7ページを御覧ください。

改正内容としましては、育児のために勤務しないことを認める制度を部分休業制度と言いますが、第18条の次に、この部分休業制度の拡充に関する規定を加え、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の取得形態に加えて、1年につき10日を超えない範囲内での取得形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とするものであります。

また、部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢についても、現行の3歳に達するまでを、小学校就学の式に達するまでとするものであります。

なお、この改正は交付の日から施行し、令和7年10月1日から適用するものであります。

次に、議案第62号高千穂町消防団条例の一部改正について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

今回の改正は、消防団員の維持確保と団員の活動を補完する役割を担っていただくことを目的に、新たに機能別団員を設けるため、改正を行うものであります。

10ページを御覧ください。

機能別消防団員とは、仕事や家族の都合などで全ての活動に参加することが困難な場合に、そ

それぞれの能力や経験を生かしながら特定の消防団活動や時間の許す範囲での活動にのみ参加する消防団員のことを言いますが、本町での防災力などを維持するためにも期待されるものであります。

また、現行の消防団員との区別を図るため、現行の消防団員を基本団員とし、特定の消防団活動や可能な範囲での活動に従事する団員を機能別団員とするものであります。

なお、この改正は交付の日から施行するものであります。

以上、総務課所管、議案３件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本願 和茂議員） 続いて、議案第６３号について、建設課長。

○建設課長（佐藤 峰史課長） それでは、建設課所管の議案１件について御説明いたします。

議案第６３号高千穂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案集は１２、条例の１１ページからになります。

今回の条例改正は、令和７年９月１１日に岩戸団地解体工事が完了しましたので、第３条町営住宅の設置の別表より、管理する住宅から岩戸団地の削除を行い、また、第１１条住宅入居の手続の第１項１号の住宅入居者の保証人になれる者について、町内居住を西臼杵郡内居住に変更し、入居決定者と三親等以内の血族及び姻族についてはこの限りではないとの条文を追加し、そのほか、公営住宅法施行規則及び公営住宅法施行令から引用条文にずれが生じていることから、第１２条、同居の証人の条文中の公営住宅法施行規則第１０条を１１条に、第１３条、入居の承継の条文中の公営住宅法施行規則第１１条を第１２条に、第１５条、収入の申告等の第２項中の公営住宅法施行規則第８条を第７条に、第３９、４０条、町営住宅建替事業に係る家賃の特例の条文中の令第１１条を第１２条に改正を行うものであります。

なお、この条例は交付の日から施行するものです。

以上のことにより、高千穂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案１件についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本願 和茂議員） 続いて、議案第６４号、６６号、７０号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） それでは、福祉保険課所管の議案３件につきまして御説明いたします。

議案集１２、条例改正の１３ページを御覧ください。

議案第６４号高千穂町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この事業は、県の重度障害者・児医療費公費負担事業補助金交付要項に基づいて町が実施する

ものですが、今回、その内容が変更されたことにより条例改正を行うものです。

改正内容としましては、先ほど町長の説明にありましたように、これまでの身体障害者手帳１・２級を所持する方、重度知的障害の方、身体障害者手帳３級かつ中度の知的障害の方が助成対象でしたが、新たに、精神障害者保健福祉手帳１級を所持する方が対象とされたものです。

医療費の自己負担額を通院月額５００円、入院月額１，０００円とし、超えた部分を助成する制度がありますが、精神障害者保健福祉手帳１級の方については通院のみを対象とするものです。

なお、この条例は交付の日から施行し、令和７年１０月１日から適用するものです。

次に、議案集１３、補正予算の３７ページを御覧ください。

議案第６６号、令和７年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ５６７万３，０００円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ１７億９，１８７万１，０００円とするものであります。

３８ページ、歳入と、３９ページの歳出を併せて御説明いたします。

歳入の繰入金４５４万９，０００円の増につきましては、保健センターの屋根及び渡り廊下の防水工事に係る一般会計からの繰入れで、同額を歳出の保健事業費に計上しております。当初予算に計上しておりましたが、改めて精査をしましたところ、資材や人件費等の高騰もあり、補正が必要となったところであります。

歳入の繰越金１１２万４，０００円の増につきましては、令和６年度からの繰越金であります。財源調整のため、歳出の予備費を同額計上しております。

４１ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、同じく補正予算の１０５ページを御覧ください。

議案第７５号、令和７年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６９万１，０００円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ２億２，５９１万３，０００円とするものであります。

１０６ページ、歳入と、１０７ページ、歳出を併せて御説明いたします。

歳入の繰越金６９万１，０００円の増につきましては、前年度からの繰越金であります。財源調整のため、歳出の予備費を同額計上しております。

１０９ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、福祉保険課所管の議案３件につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（本願 和茂議員） 続いて、議案第６５号、第７４から第７７号について、財政課長。

○財政課長（霜見 勉課長） それでは、財政課所管の議案５件につきまして御説明いたします。

議案集 13、補正予算の 5 ページを御覧ください。

初めに、議案第 65 号令和 7 年度高千穂町一般会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 6 8 3 万 9, 0 0 0 円を追加し、補正後の総額を 9 9 億 9, 5 6 3 万 7, 0 0 0 円とするものであります。

また、第 2 条で地方債の補正を行っています。

まず、6 ページ、歳入からであります。

地方交付税 3, 7 4 6 万 8, 0 0 0 円の増は普通交付税です。

国庫支出金 5, 9 4 3 万円の増は、地域介護・福祉空間整備等交付金 7 7 3 万円、道路事業費交付金 4, 4 9 0 万 3, 0 0 0 円などです。

県支出金 9 5 2 万 2, 0 0 0 円の増は、地域課題解決等支援事業補助金 2 8 0 万 2, 0 0 0 円、農業費補助金 2 3 5 万 8, 0 0 0 円などです。

寄附金 3, 0 4 9 万 9, 0 0 0 円の増は一般寄附金です。

繰入金 2, 2 8 7 万 1, 0 0 0 円の増は、公共施設等整備基金繰入金 2, 1 9 1 万 3, 0 0 0 円、企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金 1, 2 4 5 万 4, 0 0 0 円などです。

繰越金 1, 7 0 4 万 6, 0 0 0 円の増は、前年度繰越金です。

諸収入 5 5 6 万 3, 0 0 0 円の増は、後期高齢者医療給付費負担金の過年度精算金 0 9 2 万 8, 0 0 0 円などです。

町債 2, 4 4 4 万円の増は、総務債 3 8 5 万円、社会福祉債 4 0 9 万円、道路橋梁整備事業債 1, 6 5 0 万円です。

次に、7 ページからの歳出であります。

総務費 4, 6 5 4 万 4, 0 0 0 円の増は、財政調整基金積立金 1, 3 5 2 万 4, 0 0 0 円、役場庁舎屋根防水改修工事 1, 5 3 3 万 7, 0 0 0 円、地域課題解決等支援事業補助金 4 2 0 万 4, 0 0 0 円などが主なものです。

民生費 2, 8 5 8 万 9, 0 0 0 円の増は、社会福祉総務費の繰出金 1, 0 4 7 万 8, 0 0 0 円、地域介護福祉空間整備等交付金 7 7 3 万円などが主なものです。

衛生費 5 2 万 3, 0 0 0 円の減は、簡易水道事業特別会計繰出金 7 5 万 9, 0 0 0 円の減が主なものです。

農林水産業費 1, 9 2 9 万 4, 0 0 0 円の増は、価格高騰対策農畜産物支援事業 2 0 0 万円、林業振興費の拡張補助金 9 0 4 万 3, 0 0 0 円などが主なものです。

商工費 1, 4 4 4 万 1, 0 0 0 円の増は、キャンプ場、プールに係る観光施設費 1, 2 2 2 万 9, 0 0 0 円が主なものです。

土木費 9,058 万 9,000 円の増は、道路維持費 2,472 万 9,000 円、道路新設改良費 5,621 万 6,000 円、都市計画総務費 1,168 万 9,000 円などが主なものです。

消防費 299 万 8,000 円の増は、防火水槽建設附帯工事費です。

教育費 490 万 7,000 円の増は、学校等の修繕料 413 万 4,000 円が主なものです。

9 ページに地方債の補正を、11 ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案集 16、請負契約の 3 ページを御覧ください。

議案第 74 号工事請負契約の締結について御説明いたします。

今回の工事の入札執行に当たりましては、町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要項に基づく指名審査会において指名業者を選定し、8 月 7 日に指名競争入札を行い、落札業者を決定しました。8 月 12 日に仮契約を締結しましたので、地方自治法及び町条例の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

契約内容につきましては、4 ページを御覧ください。

契約の目的は、令和 6 年度明許繰越、ケーブルテレビ事業放送設備更新整備委託、高千穂センター。工事場所は高千穂町大字三田井 13 番地。契約金額は 1 億 3,090 万円。契約の相手方は、西部電機工業株式会社宮崎支店、支店長（ミエキタケンイチ）氏であります。

次に、5 ページを御覧ください。

議案第 75 号工事受容契約の締結についてです。

本工事の入札に当たりましては、本町要項に基づく指名審査会において指名業者を選定し、9 月 11 日に指名競争入札を行い、落札業者を決定し、同日 11 日に仮契約を提供しましたので、地方自治法及び町条例の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものであります。

契約内容につきましては 6 ページを御覧ください。

契約の目的は、令和 6 年度明許繰越、社会資本整備総合交付金事業、町道松能橋田口野線道路改良工事 2 工区、工事場所は高千穂町大字三田井字佐山。契約金額は 5,115 万円、契約の相手方は、中央建設株式会社代表取締役、竹尾楠秀氏であります。

次に、7 ページを御覧ください。

議案第 76 号工事請負変更契約の締結についてです。

令和 6 年第 4 回定例会において議決いただいた工事請負契約について、設計変更が必要となり、6 月 20 日に仮変更契約を締結しましたので、地方自治法及び町条例の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものであります。

契約内容につきましては 8 ページを御覧ください。

工事名は、令和 6 年度公共土木施設災害復旧事業五ヶ瀬川水系普通河川山附川、令和 4 年債第

1472号河川災害復旧工事。変更金額は766万1,548円の件。契約の相手方は大寺建設株式会社代表取締役、大寺忠光氏であります。

次に、9ページを御覧ください。

議案第77号工事請負変更契約の締結についてです。

令和7年2月に随意契約を締結しました工事請負契約について設計変更が必要となり、5,000万円を超える請負契約となり、9月4日に仮変更契約を締結しましたので、地方自治法及び町条例の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものであります。

契約の内容につきましては10ページを御覧ください。

工事名は、令和6年度社会資本整備総合交付金事業、町道松能橋田口野線道路改良工事1工区。変更金額は615万8,762円の増。契約の相手方は中央建設株式会社代表取締役、竹尾楠秀氏であります。

以上、財政課所管の議案5件の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本願 和茂議員） 続いて、議案第67号について、上下水道課長。

○上下水道課長（飯干 和宣課長） 上下水道課所管の補正議案1件について御説明いたします。

議案第67号令和7年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

議案集13、補正予算の51ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものであります。

52ページの歳入歳出予算補正を御覧ください。

令和6年度決算、歳入歳出差引残額から基金積立金を除いた額を令和7年度予算の財源に充てるため、繰入金の他会計繰入金を75万9,000円の減額、繰越金を75万9,000円の増額とするものであります。

詳細につきましては、55ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、上下水道課所管の補正議案1件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本願 和茂議員） 続いて、議案第68号69号について、保健センター所長。

○保健福祉総合センター所長（工藤加代子所長） それでは、保健福祉総合センター所管の補正予算議案2件につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案第68号令和7年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

議案集は13番、補正予算のページは61ページからになります。

64ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出の総額に変更はございません。

歳入につきましては、令和6年度決算に伴う剰余金を繰越金に63万4,000円追加したことにより、西臼杵3町からの分担金及び負担金を63万4,000円減額したものです。

67ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御確認ください。

次に、議案第69号令和7年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

議案集は、当補正予算の73ページからになります。

75ページをお開きください。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,817万8,000円を追加し、補正後の予算総額を15億6,471万6,000円とするものであります。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ16万9,000円を追加し、補正後の予算総額を1,518万1,000円とするものであります。

補正の内容について御説明いたします。78ページをお開きください。

まず、事業勘定ですが、歳入で国庫支出金が36万円の増で、介護給付費負担金の増額が主なものです。支払基金交付金189万7,000円の増は、過年度分介護予防事業費交付金が主なものです。

県支出金110万7,000円の増は、過年度分介護給付費負担金が主なものです。

また、繰入金が609万8,000円の増ですが、過年度分精算に伴う一般会計からの介護給付費低所得者保険料軽減分及び決算に伴うサービス勘定からの繰入金が主なものであります。

次に、繰越金が4,871万6,000円の増で、前年度決算によるものであります。

続きまして、79ページをお開きください。

歳出ですが、総務費が40万4,000円の減額で、介護認定審査会負担金の減額に伴うものであります。

次に、保険給付費120万円の増は、高額介護合算サービス費負担金の増となります。

予備費5,111万5,000円の増は、決算に伴う償還金、国庫等負担金、過年度精算分及び決算状況等を基に調整したものであります。

諸支出金が626万7,000円の増で、給付費の確定精算に伴う国・県への償還金と一般会計への繰出金の計上であります。

81ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

続きまして、介護サービス事業勘定です。92ページをお開きください。

歳入として、繰越金が16万9,000円の増で、決算に伴う剰余金を繰越金として計上した

ものであり、93ページの歳出で同額を保険事業勘定に繰り出すものであります。

95ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

以上で、保健福祉総合センター所管の補正予算議案2件につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（本願 和茂議員） 続いて、議案第71号について、総合政策課長。

○総合政策課長（佐藤健次郎課長） それでは、総合政策課所管の議案1件について御説明いたします。

議案第71号辺地総合整備計画の一部変更についてであります。14番、計画変更の議案集3ページを御覧ください。

本計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、当該辺地において、辺地対策事業債を活用して公共施設等の整備を実施するために必要な計画であります。

この法律によって、公共的施設の整備をしようとする市町村は、事前に県との協議を経た上で議会の議決が必要であります。今回、県との協議が終了したことから、計画の一部変更のため、議会の議決を求めるものであります。

今回計画は、農地整備課が令和6年度から行っている事業で、4ページからの計画書に記載のとおり、大字押方五ヶ村西地区で農道改良を行う計画であります。

事業費は、令和7年度から8年度にかけて4,260万円、うち2,135万円が辺地対策事業債の予定であります。

詳細につきましては、計画書を御覧ください。

以上、総合政策課所管の議案1件につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本願 和茂議員） なお、報告第10号、第11号及び人事案件、議案第72号、第73号につきましては、町長の説明のとおりでありますので、関係課長の説明は省略します。

以上で、町長提案の日程第5、報告第10号から日程第33、議案第77号までの報告・議案合計29件について説明が終わりました。

ただいま説明が終わりました議案第72号、第73号を除く議案に対する質疑につきましては、議案熟読の休会を経て、次の会議で行うこととします。

ここで、議案第72号、第73号の熟読のため、14時10分まで休憩します。

午後1時58分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（本願 和茂議員） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、教育長に申し上げます。しばらくの間、御退席をお願いいたします。

〔教育長退席〕

○議長（本願 和茂議員） 日程第28、議案第72号高千穂町教育委員会教育長の任命同意についてを議題として、質疑を行います。

質疑される方は、議会申合せ事項を遵守していただき、さらに答弁者を指名して質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本願 和茂議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本願 和茂議員） 異議なしと認めます。よって、議案第72号については、討論を省略して採決することに決定しました。

これから、議案第72号を採決します。本案の採決は無記名投票で行います。

議場出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（本願 和茂議員） ただいまの議長を除く出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、議席番号5番、市野辰廣議員、議席番号6番、田中義了議員、議席番号7番、佐藤さつき議員の3名を指名します。

念のため申し上げます。本案について、賛成の方は投票用紙に「賛成」、反対の方は「反対」と記入をお願いいたします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、「否」とみなすことになっております。対象者の名前を書かれても「否」とみなすことになっておりますので、御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（本願 和茂議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本願 和茂議員） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（本願 和茂議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番、桐木敏隆議員から議席番号順に順次投票を願います。

.....

1 番 桐木 敏隆議員	2 番 佐藤 春男議員
3 番 佐藤 孝子議員	5 番 市野 辰廣議員
6 番 田中 義了議員	7 番 佐藤さつき議員
8 番 板倉 哲男議員	9 番 磯貝 助夫議員
1 1 番 中島 早苗議員	1 2 番 馬原 英治議員
1 3 番 工藤 博志議員	1 4 番 富高健一郎議員

.....

○議長（本願 和茂議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本願 和茂議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。市野辰廣議員、田中義了議員、佐藤さつき議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（本願 和茂議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数12票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しています。

有効投票12票です。有効投票のうち、賛成10票、反対2票です。

以上のとおり、賛成多数であります。したがって、議案第72号高千穂町教育委員会教育長の任命同意については、同意することに決定しました。

議場出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（本願 和茂議員） ここで、教育長の入場を求めます。

〔教育長入場〕

○議長（本願 和茂議員） 教育長に申し上げます。ただいま採決の結果、高千穂町教育委員会教育長の任命同意については、同意されました。

ここで、教育長から発言の申出がありましたので、許可いたします。教育長、登壇願います。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 教育長でございます。ただいま本願議長より報告をお受けして、非常に身の引き締まる思いでおるところでございます。

御承知のとおり、教育委員会は、学校教育、それから社会教育、この大きく分けて2つを所管している機関でございます。

学校教育は、将来の高千穂を支える人材を育成するということで、各校長会等を通じ、学校訪問等を通じ、子供たちを優れた問題解決者に育てていきたいと思いますということで鋭意取り組んでおるところでございます。また、子供たちには、人口減少等に伴う文化伝統の継承者としても意識を高めてもらうということで、同時にそのことにも取り組んでおるところです。グローバルな人材を育成していくということで、また引き続き取り組んでいきたいと思います。

また、社会教育は、県のほうでは生涯学習という名称でくっておりますが、学生期を終えた全町民を対象とした教育の場であるというふうに理解しております。そのような対象の方の新たな学び、もしくは学び直しの機会を提供する、そしてその学びを評価したり点検をしたり——今朝、町長からもあったように、発表の場を提供する、そういう役割があるかなというふうに思っております。

いずれにせよ、全ての町民の方の御理解・御協力を頂きながら進めてまいる事業でございますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

以上で御挨拶といたします。

○議長（本願 和茂議員） 次に、日程第29、議案第73号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題として、質疑を行います。

質疑される方は、議会申合せ事項を遵守していただき、さらに答弁者を指名して質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本願 和茂議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本願 和茂議員） 異議なしと認めます。よって、議案第73号については、討論を省略して採決することに決定しました。

これから、議案第73号を採決します。本案の採決は無記名投票で行います。

議場出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（本願 和茂議員） ただいまの議長を除く出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、議席番号8番、板倉哲男議員、議席番号9番、磯貝助夫議員、議席番号11番、中島早苗議員の3名を指名しま

す。

念のため申し上げます。本案について、賛成の方は投票用紙に「賛成」、反対の方は「反対」と記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっていますので、御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（本願 和茂議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本願 和茂議員） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（本願 和茂議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番、桐木敏隆議員から議席番号順に順次投票を願います。

.....

1 番 桐木 敏隆議員	2 番 佐藤 春男議員
3 番 佐藤 孝子議員	5 番 市野 辰廣議員
6 番 田中 義了議員	7 番 佐藤さつき議員
8 番 板倉 哲男議員	9 番 磯貝 助夫議員
1 1 番 中島 早苗議員	1 2 番 馬原 英治議員
1 3 番 工藤 博志議員	1 4 番 富高健一郎議員

.....

○議長（本願 和茂議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本願 和茂議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。板倉哲男議員、磯貝助夫議員、中島早苗議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（本願 和茂議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数12票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しています。

有効投票12票です。有効投票のうち、賛成12票。

以上のとおり、賛成全員であります。したがって、議案第73号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、同意することに決定しました。

議場出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（本願 和茂議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（興柶 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後2時30分散会
